

学戸小ガイドブック

- 保護者と学校をつなぐ -



蟹江町立学戸小学校

目 次



★ 学 校 生 活 編

◇ 学戸小学校の教育理念	1
◇ 年間行事予定	2
◇ 1週間の日課表	3
◇ 通学路・通学団・こども110番	4
◇ 入学までの準備について	5
◇ よりよい学校生活のために	
①服装・持ち物	7
②生活のきまり	8
③保健室より	9
◇ 非常災害時における登下校	
台風・大雪・地震などのとき	10
◇ 「きずなネット」について	11
◇ 学校集金について	13

★ 手 続 き ・ 制 度 編



◇ 学校でけがをしたとき	14
◇ 特別な状況で欠席するとき（出席停止・忌引き・入学試験等）	15
◇ 転居・転校時の手続き	16
◇ 支援・各種相談	
①就学援助制度	17
②スクールカウンセラー	18
③通級指導教室オアシス	18
④蟹江町学校生活適応指導教室「あいりす」	19
⑤学校以外の教育関係相談窓口	20

学戸小学校の教育理念

◆教育目標

社会の動きを見極め、自立と共生（人・自然）の精神を養いながら、知・体・徳の調和のとれた人間形成を図るとともに、生涯にわたり自己を高め、よりよく生きようとする子どもを育てる。



◆校訓は？

『よく考える子　たくましい子　豊かな心を持つ子』

◆めざす子ども像は？

〔知〕よく考える子……よく見、よく聞き、工夫する子（思いを表現できる）

〔体〕たくましい子……健康で体力のある子（粘り強くやりぬける）

〔徳〕豊かな心を持つ子…明るく、思いやりのある子（認め合い、励まし合える）

◆経営方針は？

〈楽しい学校をつくる〉

- ・児童一人一人の夢と、喜びを大切にし、誰もが居場所のある学校にする。
- ・認め合い、個性を生かしつつ心が通い合う学級作りをする。
- ・学ぶ楽しさを体感させる。

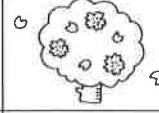
〈学ぶ環境を整える〉

- ・児童が安心して学べるよう、受容的、共感的理解を基にした人的環境をつくる。
- ・美しい学校（歌・花・緑）、落ち着いた学校（切り替え）、安全な学校（整）をつくる。

〈家庭や地域との連携を図る〉

- ・協力体制を確立し、保護者や地域の人々と活動する場を広げる。
- ・家庭や地域への説明責任を果たすことを通し、開かれた学校経営に努める。

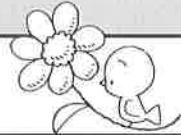
年間行事予定（令和4年度の予定）

	儀式的行事	文化的行事	健康安全・体育的行事	遠足・集団宿泊的行事	勤労生産・奉仕的行事	その他
4	入学式 着任式 始業式		避難訓練 発育測定 歯科検診			PTA総会 授業参観 学級懇談 地域訪問
5			内科検診 交通安全教室 体力テスト 引き渡し訓練			
6			ブラッシング指導	野外活動5年	プール清掃	学校公開日 プール開き
7	終業式				大掃除	個人懇談
8						
9	始業式		避難訓練			
10			運動会			就学時健診 福祉実践教室
11		芸術鑑賞会		修学旅行6年		
12	終業式		持久走大会		大掃除	個人懇談
1	始業式		避難訓練			
2						
3	卒業式 修了式		1～5年発表会 巣立ちの会（午後）		大掃除	



変更の可能性があります。詳細は4年度4月のPTA総会で配付されます。

一週間の日課表



[日課表] 令和4年度(予定)

	時 間	月	火	水	木	金
職員打合	8:25~ 8:30		職 員 打 合 せ			
	8:25~ 8:40	朝礼(読書)	読書(読み聞かせ)	学 習	読書(読み聞かせ)	学 習
朝 の 会	8:40~ 8:50		朝 の 会			
第1時限	8:50~ 9:35					
第2時限	9:45~10:30					
放 課	10:30~10:50		放 課			
第3時限	10:50~11:35					
第4時限	11:45~12:30					
給 食	12:30~13:15		給 食			
昼 休 み	13:15~13:35		昼 休 み			
清 掃	13:35~13:50		清 掃			
第5時限	13:55~14:40					
第6時限	14:45~15:30	14:40~14:50 帰りの会	14:45~15:30 6 限 (3~6年)	14:45~15:30 6 限 (2~6年)	14:45~15:30 6 限 (4~6年)	14:45~15:30 6 限 (3~6年)
		一斉下校 15:05	15:35~15:45 帰りの会	15:35~15:45 帰りの会	15:35~15:45 帰りの会	15:35~15:45 帰りの会

◆下校時刻

月	火	水	木	金
	1・2年 15:05	1年 15:05	1~3年 15:05	1・2年 15:05
一斉下校 15:05	3~6年 15:55	2~6年 15:55	4~6年 15:55 委員会時(5・6年のみ) クラブ時(4~6年のみ) それぞれ月1回程度	3~6年 15:55

※児童下校後、学校に用事がある場合

校舎南にある運動場側出入り口が開いておりますので、そちらから声をかけてください。

通学路・通学団・こども110番

通学団（決められた通学路を登校・下校します）

平安	新町	今ハ幡	川西	才勝A
才勝B	源氏		錦	蟹江団地

こども110番の家

※敬称略

1	マルサン	2	ヒロム設計	3	ダスキン蟹江	4	愛西セターリス工業
5	宇佐美自転車	6	岩瀬工芸	7	葵塗装工業	8	平古
9	個人宅	10	湯元館	11	まちなか交流センター	12	吉田米穀
13	たなかや呉服店	14	大源	15	戸谷組	16	クリンテック本社
17	パリジャン蟹江店	18	観音寺	19	志の島かにえ店	20	コーヒー琴
21	美濃秀酒店	22	後藤石油	23	ファミリーマート 蟹江学戸店	24	セブンイレブン 蟹江源氏店
25	ファミリーマート 蟹江源氏4丁目店	26	人生会計 (中川税理士事務所)				



通学路には「こども110番の家」が設置されています（あやしい車を見たり、こわい人に会ったりしたら「こども110番の家」に逃げ込むよう指導しています）。

入学までの準備について

一 服装・持ち物について

◆ご家庭で用意していただくもの

○上履き（バレーシューズ）

特別に指定はしていません

脱いだり履いたりしやすい色柄の入っていない白色のもの

（保育園で使用していたものでも結構です）

かかととつま先の両方に記名をおねがいします



本校では、健康づくりの一環として5月頃から“はだし”で生活することもできます。希望者は、上履きのかわりに「健康ぞうり」を使用します。購入および使用方法については5月頃に担任から連絡があります。



○ふで箱（細工してあるものや、かんケースは避ける）

○筆記具 鉛筆（Bか2B）を5本、赤鉛筆を1本、

消しゴム（直方体で白いもの）、下敷き（B5版程度）

○ランドセル

軽くて体になじみやすいもの

色の指定はありませんが、学校のロッカーが古い規格で狭いため、ランドセルのかぶせ（ふた）の部分にカバーをかけるなどして、キズを防いで下さい。

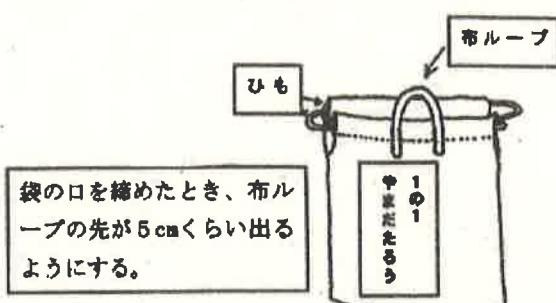


○上履きを入れる袋

上履きが入る大きさのもの

できあがり 縦25cm、横20cmぐらい

40cmのひもを付ける



○体育館専用シューズと袋

赤いふちどりのあるバレーシューズ

袋は上履きの袋（上記）に準ずる



○はさみ カスタネット 粘土板

はさみは先の丸いものが

安全です。カスタネットは

ゴムの確認をお願いします

粘土板も今まで使っていた

だいているもので結構です。



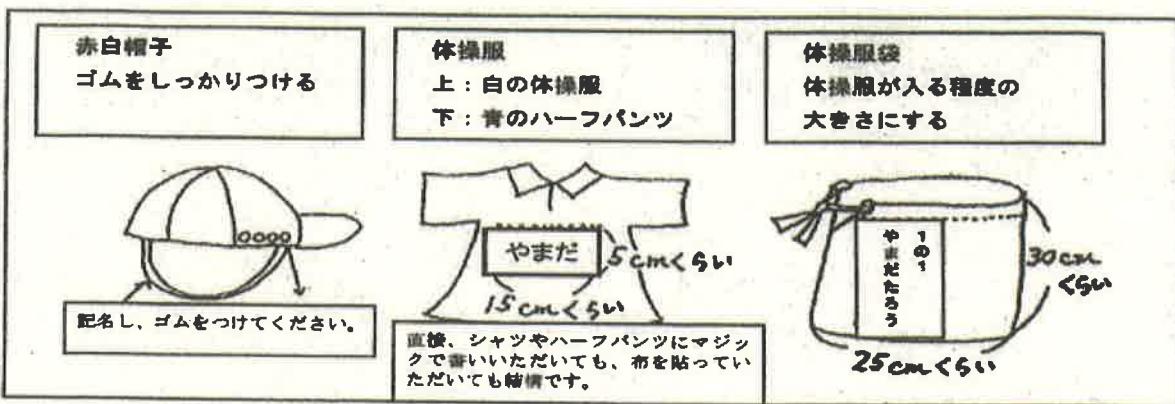
○雨傘（学校に置き傘1本）

丈夫で壊れにくいもので色は自由



○体育の服装

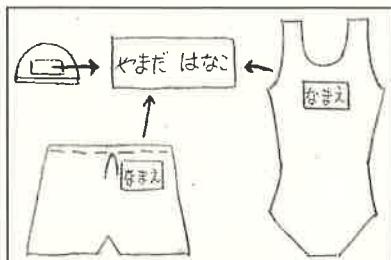
体操服（学戸小のマークの入ったもの・前開きファスナー）、
ハーフパンツ（青色・男女ともに）、赤白帽子（記名し、ゴムをつける）、
体操服を入れる袋（体操服が入る程度の大きさ 縦30cm、横25cmくらい リュック型のものが便利）



・体操服、ハーフパンツ、赤白帽子、袋



・水着（ファッショニ性の少ないもの）



体操服に準じて水着にも
名前を明記してください
※ 水泳の授業に関する詳
しい内容は、5月下旬
にお知らせします。

※冬期体育の服装について

体操服の上にジャージ上下を着ることができます（ジャージは体育用として持たせて下さい）。
学戸小のマークの入った長袖の体操服やハーフパンツと同じ素材の長ズボンも協力店で販売しています
(タイプ類など、体育時の服装としてふさわしくないものは避けて下さい)。

◆入学式の日に配付するもの

- 教科書 ○副読本 ○黄色帽子 ○帽章 ○防犯ブザー

◆学校で購入するもの

一括で購入するもの

- 連絡帳、連絡袋 ○自由帳 ○クレヨン ○のり ○油性ペン ○色紙 ○お道具箱
○セロテープ ○色鉛筆（クーピー） ○桜型の名札 ○粘土、粘土ベラ、粘土ケース

希望者のみ購入するもの

- さんすうらんど（入学説明会時に購入していただきます。兄、姉の物でもかまいません）

◆その他

・学戸小で使うものは、下記の蟹江町衣料品組合の協力店で販売しています。

店名	住所	電話
ツノダ	蟹江町本町9丁目168番地	96-7700

よりよい学校生活のために

— ①服装・持ち物 —

「必要なものを必要なときに持ってこられる子」「ものを大切にする子」を目指して以下のことについて指導しています。ご家庭でもご協力をお願いします。

◆服装（身につけるもの）について

- ・登下校のときは、黄色帽子をかぶりましょう。
- ・名札は、登校後、左胸につけましょう。
※名札の台布の色は学年で決まっています。

4年度入学生	赤	3年度入学生	水	2年度入学生	黄
元年度入学生	紺	30年度入学生	橙	29年度入学生	緑

(次年度以降は6色でローテーションをします)

※1年生は桜型の名札を使用します。

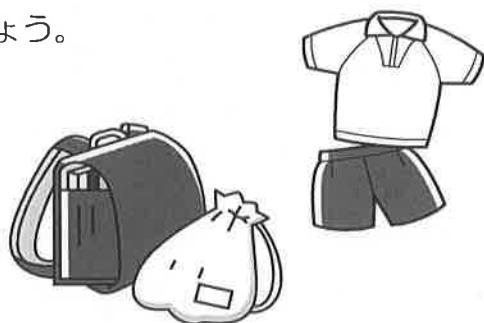
- ・ハンカチとティッシュ、マスクは、いつでも使えるように身につけましょう。
- ・防犯ブザー（笛）は、ランドセルにつけましょう。
- ・季節や天候にあった服装をしましょう。



※手袋やコートなどはご家庭の判断で着用させてください（マフラー類は長いものや華美なものは避けて下さい。携帯用カイロなどを持たせるときは担任まで申し出て下さい）。

◆持ち物について

- ・学習に必要なものは、前日に準備し、忘れ物をしないようにしましょう。
- ・学校へ持ってくるものには、すべて学年・組・氏名をはっきり書きましょう。
- ・学習に必要のないものは持つてこないようにしましょう。
- ・ものを大切に使い、なくさないようにしましょう。
- ・水筒は、季節に関係なく持たせてください。



— ②生活のきまり —

学戸小学校の児童として、心身ともに健全な子となるよう以下のことで指導しています。ご家庭でもご協力をお願いします。

◆登下校について

- ・8時から8時10分までに学校に着くように、通学団で登校しましょう。
- ・欠席、遅刻、早退の場合は、必ず連絡帳（緊急の場合は電話　その際は、7：45以降でお願いします）で担任に連絡してください（やむを得ず電話で連絡する場合は、通学団へ欠席・遅刻の連絡をお願いします）。
早退の場合は、必ず保護者のお迎えをお願いします。
- ・登下校の途中、知らない人についていったり、知らない人の車に近づいたりしないようにしましょう。

◆学校生活について

- ・まわりの人にあいさつをしましょう。
- ・正しくていねいな言葉づかいをしましょう。
- ・身の回りの整理整頓をしましょう。
- ・廊下は静かに右側を歩きましょう。
- ・運動場で元気に遊びましょう。
- ・駐車場、校舎裏、体育館のまわりでは遊ばないようにしましょう。
- ・雨天時は教室で静かに過ごしましょう。



◆家庭生活について

- ・「おはよう」「行ってきます」「ただいま」などのあいさつをしっかりしましょう。
- ・「早寝・早起き・朝ごはん」の習慣を身につけましょう。
- ・出かけるときは、「どこへ、だれと、いつ帰るか」を家の人に伝えましょう。

◆校外生活について

- ・知らない人に声をかけられたり、追いかけられたりして危険を感じたら、大声を出して助けを呼んだり、防犯笛や防犯ブザーを使いましょう。
- ・「こども110番の家」の場所を確かめておきましょう。

◆交通安全について

- ・交通ルールをしっかり守りましょう。
- ・道路への飛び出しは絶対にやめましょう。
- ・見通しの悪いところは左右の確認をしましょう。
- ・自転車に乗るときは、ヘルメットをかぶりましょう。



— ③保健室より —

保健室は、児童・教職員の健康管理・健康増進を図るため、校内の保健センターとして、健康診断・健康相談・救急処置などを行う場です。

◆健康観察について

- ・児童が健康に過ごし、学習ができるように、常に健康を観察しています。児童の体調不良の早期発見に努め、適切な処置やアドバイスを行っています。また、必要に応じ家庭への連絡をします。
- ・けがや病気だけでなく、悩み事などの相談にも応じています。体に不調があるときや悩み事があるときは、早めに担任や養護教諭に相談してください。

◆救急処置について

①けがの場合

- ・けがの応急手当は行いますが、継続的な治療は行っていません。
- ・受診が必要と思われる時は、けがの程度により救急車を要請します。救急車を要請しない場合は養護教諭等が付き添い、児童の急変に対応できるようにタクシーで搬送します。
- ・受診する場合は、健康カードに書かれている「かかりつけ医療機関」を優先しますが、遠方であったり、連絡が取れなかったりした場合は、近隣の医療機関に連絡を取り、搬送する場合があります。
- ・医師が保護者の同意を必要とする処置を行わなければならない場合に備え、保護者の方の同伴が必要です。この際、保険証や子ども医療証の持参をお願いします。
- ・学校管理下における災害については金額に応じて災害共済給付制度の対象となるため、医療機関を受診後、書類を提出していただき手続きを行います。



②病気の場合

- ・体調が悪くなり、次の判断基準により学習が不可能と思われる場合は、家庭と連絡を取り、早退していただきます。その場合、1人で下校させることはできませんので、保護者の方のお迎えをお願いします。

早退の判断基準

- ・発熱が 37.5°C 以上ある場合
- ・1 時間（45 分）安静にし、様子を見ても回復が見込まれない場合

《その他、体調によっては上記の限りではありません。》

A cartoon character with a thermometer in its mouth, representing a child with a fever.

台風・大雪・地震などのとき



◆ 暴風(雪)警報・特別警報が発表された場合

蟹江町、津島市、あま市、愛西市、弥富市、大治町及び飛島村（以下「海部地区」という。）のいずれかの市町村に発表された場合

登校前の場合	対応
午前6時30分までに警報が解除された場合	平常どおり授業
午前11時00分までに警報が解除された場合	第5時限より授業
午前11時を過ぎても警報が解除されない場合	当日の授業はなし

※警報が解除されても、浸水、道路・橋の破壊等で登校が危険な場合には、登校する必要はありません。また、学校及び学校周辺の状況等により開始時刻がずれる場合があります。

登校中・登校後の場合	対応
登校中の場合	各学校からの指示による。
登校後の場合	安全に帰宅させ得ると認めた場合は、原則として授業を中止し、小学校は通学団（学戸内は引き渡し）、中学校は一斉に下校させる。特別警報の場合は、即刻授業を中止し、児童生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校待機、保護者への引き渡し等）を行う。 * <u>保護者等</u> の迎えを必要とする場合は、各学校から「お願い」がある。 * 気象状況等により、帰宅が危険と認められる場合は、校内に待機させる。

※暴風(雪)警報発表が予測される場合は、前日までに給食中止の連絡をします。

◆ 大地震（震度5弱以上）が発生した場合・その他の警報（大雨・洪水・大雪等）が「海部地区」のいずれかの市町村に発表された場合

震度5弱以上・大雨・洪水・大雪	対応
登校前の場合	登校が危険であると保護者が判断された場合は、登校を見合せ、安全が確認されたら登校する。
登校後の場合	危険がなくなるまで、校内の安全な場所に待機させる。 * <u>保護者等</u> の迎えを必要とする場合は、各学校から「お願い」がある。 * 気象状況や戸外・通学路の状況から判断し、授業を中止して、通学団で下校することもある。
登校中の場合	各学校からの指示による。

「きずなネット」について

—緊急メールシステム—

蟹江町では中部電力（株）の「きずなネット」サービスを利用して、学校からの緊急の連絡を行います。

※ 登録はあくまで任意です。強制するものではありません。



◆配信される内容

種類	内容
学校連絡	台風、地震時の児童の引き渡し方法など 学校行事時の下校時刻など
防犯情報	不審者に対する情報など

◆登録方法

- ・次ページの登録方法にしたがって登録してください。
- ・登録料は必要ありませんが、メールの送受信にかかる通信料やインターネットの接続料は受信者の負担となります。
- ・パソコンのメールアドレスでの登録もできますが、緊急性という点から携帯電話での登録をお勧めします。
- ・携帯電話の回線状況や電波状況によりメール配信時刻に遅延が生じことがあります。
- ・年度の終わりには、教育委員会から詳しい案内文書が出ます。
- ・新1年生の保護者様は、1月1日以降に登録してください。

◆修正・解除方法

- ・次ページの登録方法に準じ、修正・解除をしてください。

◆問い合わせ先



中部電力株式会社インターネットシステムお客さまサポート

【TEL】 0120-342-089 (フリーダイヤル)

{ 平日 9:00 ~ 12:00 , 13:00 ~ 17:00 }

【E-mail】 info@cep.jp

学校集金について

学校教育にかかる費用のうち、保護者のみなさんに負担していただく経費のことを学校集金といいます。

◆種類と金額は？

種類	内容	金額
学年費	ドリルなどの各種教材費 社会見学の費用 PTA会費など	月額 1,000円～2,000円 (事前に、学年だよりでお知らせします)
給食費	1食あたり 小学校 230円	月額 4,000円 (230円×実施回数になるように 過不足金額は3月に調整します)
積立金 (5、6年生のみ)	野外学習費用、修学旅行費用、 卒業アルバム代など	5年生 月額2,000円 6年生 月額2,000円

※1年生の4月分については、10,000円（学年費6,000円と給食費4,000円）を口座振替で集金させていただきます。

◆集金方法は？

- ・方 法 毎月、口座振替で集金を行っています【ゆうちょ銀行（郵便局）のみ】（8月は振替を行いません）。
- ・手続き ①ゆうちょ銀行（郵便局）で口座を開設してください（すでに口座をお持ちの方は、その口座をご利用ください）。
②「自動払込利用申込書」に必要事項を記入の上、ゆうちょ銀行へ提出してください。

◆引き落とし日（振替日）は？



- ・引き落としは、毎月8日です（ただし、7・12・3月は3日です）。
引き落とし日が土日祝日となる場合は、翌営業日（次の平日）になります。
- ・引き落とし手数料が、1回につき10円かかりますので、ご了承ください。



Q. 万が一、残高不足で引き落としができなかった場合は？

- A. 後日、現金で集金させていただきますので、よろしくお願いします（お知らせの文書と集金袋をお渡しします）。

学校でけがをしたとき

— 災害共済給付制度 —

日本スポーツ振興センターの「災害共済給付制度」は、万が一、学校生活の中でお子様がけがなどをして医療機関にかかった場合に、医療費や見舞金を保護者に給付する制度です。

◆給付の対象

学校の管理下における児童生徒の負傷・疾病に対する医療費、障害または死亡が給付の対象です。

※学校の管理下とは、登校するときから、下校するまでの間のことで、決められた通学路での登下校や、遠足・校外学習・運動会・修学旅行・野外教育活動・授業後の部活動・学校から参加する各種大会などを含みます。

◆掛金

年間1人935円必要ですが、蟹江町では町が全額負担しています。



◆申請の手続き



学校でけがをして医療機関にかかった場合、保護者の方へ用紙をお渡しします。「医療等の状況」は病院で、「日本スポーツ振興センター災害給付金振込希望口座」は保護者の方で記入していただき、学校に提出してください。

◆給付金額

療養費 5,000 円（自己負担 1,500 円）以上が給付の対象になります。

（例）療養費 5,000 円の場合

医療保険（保険証）3,500 円

自己負担 1,500 円

日本スポーツ振興センター給付金は 2,000 円

医療費 1,500 円

見舞金 500 円

◆給付方法

- 給付金の請求は、1ヶ月ごとに行いますので、治療が翌月にかかる場合は新たに用紙をお渡しします。その場合は、お申し出ください。
- 蟹江町子ども医療助成があり、自己負担（窓口での支払）がありませんので、見舞金のみが給付金として保護者の通帳に蟹江町より振り込まれます。

◆給付の制限

- けがなどをした日から2年以内に請求しない場合、給付の請求権がなくなります。
- 損害賠償など、第三者などにより補償を受けた場合は、給付を行わない場合があります。
- 生活保護世帯の児童生徒のけが・疾病については給付されません。（別の制度があります。）

特別な状況で欠席するとき

—出席停止・忌引き・入学試験等—

◆出席停止

- 病気で学校を休む場合、その病気によっては「出席停止」といって、欠席扱いにならない場合があります。医師の診断に基づきます（診断書は不要）ので、分かり次第学校にお知らせください。

【主なめやすとして】

インフルエンザ ・・・・・・・・・・・発症した後5日を経過し、かつ解熱した後2日を経過するまで

百日咳 ・・・・・・・・・・・・・・・・・特有の咳が消失するまで、又は5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで

麻疹（はしか） ・・・・・・・・・・・解熱した後3日を経過するまで

風疹（三日ばしか） ・・・・・・・・・・・発疹が消失するまで

水痘（水ぼうそう） ・・・・・・・・・すべての発疹が痂皮化するまで

咽頭結膜熱（プール熱） ・・・・・・・主要症状が消退した後2日を経過するまで

流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） ・・耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫張が発現した後5日を経過し、かつ全身状態が良好になるまで

結核

腸管出血性大腸菌感染症

流行性角結膜炎

急性出血性結膜炎

その他の感染症

} 学校医、その他の医師が感染のおそれがないと認めるまで

手足口病、伝染性紅斑（リンゴ病）、溶連菌感染症、ウイルス性肝炎

ヘルパンギーナ（流行性の夏かぜ）、マイコプラズマ感染症、流行性嘔吐下痢症、

新型コロナウイルス感染症（COVID19）など



◆忌引き

- 親戚にご不幸があったとき、それに関連する欠席については出席簿上で忌引き扱いになる（学校を休んでも欠席にならない）場合があります。ただし、児童・生徒と亡くなった方との続柄によって、忌引きになる日数が以下のように異なります。（遠距離の場合は、往復の日数も加えることができます）

父母・・・・7日以内	祖父母・・・・3日以内	曾祖父母・・1日以内
兄弟姉妹・・3日以内	おじ・おば・・1日以内	

◆入学試験等（入学試験・適応指導教室出席など）

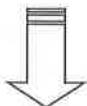
- 入学（就職）試験当日は、出席停止・忌引き等と同様に、「欠席」扱いにはなりません。
- 学校生活適応指導教室（あいりす）等に出席の場合は、「出席」扱いとなります。

転居・転校時の手続き

◆転居等とともになう転校の手続き

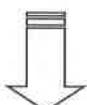


① 今、通っている学校へ



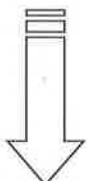
- ・転居予定日／転居先の住所／転校先の学校名
を分かりしだい担任に連絡してください。

② 蟹江町役場へ



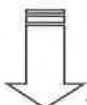
- ・住民課で住民票の異動手続きをします。
- ・教育課で「転出学通知書」を発行してもらいます。

③ 今、通っている学校へ



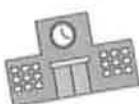
- ・学校へ「転出学通知書」を提出してください。
- ・「在学証明書」／「教科用図書給与証明書」
を発行してもらいます。

④ 転出先の市役所（町・村役場）へ



- ・住民課で住民票の異動手続きをします。
- ・教育課で「転入学通知書」を発行してもらいます。

⑤ 転校先の学校へ



- ・転校先の学校に電話連絡をしてください。
- ・「転入学通知書（市役所等で発行）」を提出してください。
- ・「在学証明書」／「教科用図書給与証明書」を提出してください。

◆必要な書類

在学証明書	学籍の異動など、転校先の学校との引継ぎに必要です。
教科用図書給与証明書	蟹江町の学校と転校先の学校とで教科書が同じか確認します。
転出学・転入学通知書	教育委員会から学校への通知文書です。

①就学援助制度

経済的な理由でお困りのご家庭に対して、学校で必要な費用の一部を援助する制度です。蟹江町では、新入学学用品費・学用品費・修学旅行費・給食費が援助対象費用となります。

◆対象となる家庭

- ① 生活保護が廃止または停止された家庭
- ② 町民税が非課税または減免された家庭
- ③ 個人事業税または固定資産税が減免された家庭
- ④ 国民年金の掛金が免除、または国民健康保険税が減免された家庭
- ⑤ 児童扶養手当が支給された家庭
- ⑥ 生活福祉資金の給付を受けた家庭
- ⑦ その他経済的理由のある家庭

☆注意☆

上記のいずれかに該当していても、所得額が認定基準額を超過している場合は、援助を受けることができません。

◆申請方法

- ・受給申請書（教育委員会にあります）
- ・援助費の振込み先となる保護者名義の預金通帳（ゆうちょBKも可）
- ・世帯全員のマイナンバー通知書 又は カード
- ・賃貸住宅にお住まいの方は、家賃がわかる書類（賃貸契約書）
をお持ちのうえ、蟹江町教育委員会（蟹江町役場 2 階 教育課）へ。



【詳細については教育委員会へご確認ください。申請の案内は町広報誌にも掲載されます。】

毎年、教育委員会への申請が必要です。
なお4月中に申請し、認定がなされれば4月分から援助を受けることができます。

支援・各種相談

②スクールカウンセラー

臨床心理に関して高度な専門的知識や経験をもっているスクールカウンセラーが、相談に応じます。蟹江町中学校区にはそれぞれ1名ずつスクールカウンセラーが配属され、概ね、中学校は週1回、小学校は1ヶ月に1回勤務しています。

**◆カウンセリングについて**

- ・保護者や児童生徒本人から悩みなどを聴いて、その解決の手助けをします。例えば、いじめや不登校その他の児童生徒の問題行動を解決するために、保護者や児童生徒本人の話を聴いて、必要に応じてアドバイスをしています。

◆相談予約について

- ・カウンセリングの希望がありましたら、お子様の通っている学校の教頭に連絡をしてください。スクールカウンセラーの予定を調整し、後日、保護者の方に相談日時を連絡させていただきます。



支援・各種相談

③通級指導教室「オアシス」

蟹江町の小中学生を対象として通級指導教室「オアシス」を設置しています。通常の学級に在籍している子どもで、心身の問題から起きる困難な状況をかかえている子に、週1時間程度の個別に応じた指導をするための教室です。

◆設置校について

- ・「オアシス」は、蟹江小学校、学戸小学校、蟹江中学校にて開設しています。設置されている3校以外の児童生徒は、指導の時間だけ「オアシス」へ通うため、原則として送迎が必要となります。ただし、時間割等の諸条件が整った場合は、巡回指導を行うこともあります。

◆入級について

- ・本人・保護者の希望があり、学校長や教育委員会が入級について適当と認めた場合に受けられます。
- ・お子様の様子で気になることがありましたら、お子様の通っている学校の担任へご相談ください。

支援・各種相談 ④蟹江町学校生活適応指導教室「あいりす」

「あいりす」は、学校へ行きたくても行けない子どもたちや、休みがちになってしまった子どもたちを支援する教室です。



「あいりす」では不登校児童生徒への手助けとして、こんなことをめざします。

- 自分の意志で、家から外へ出る習慣を身に付ける。
- 人と話し合うことが、楽しく感じられるようにする。
- 自信をもって行動し、学校復帰へのきっかけをつかむ。



「あいりす」での約束ごと

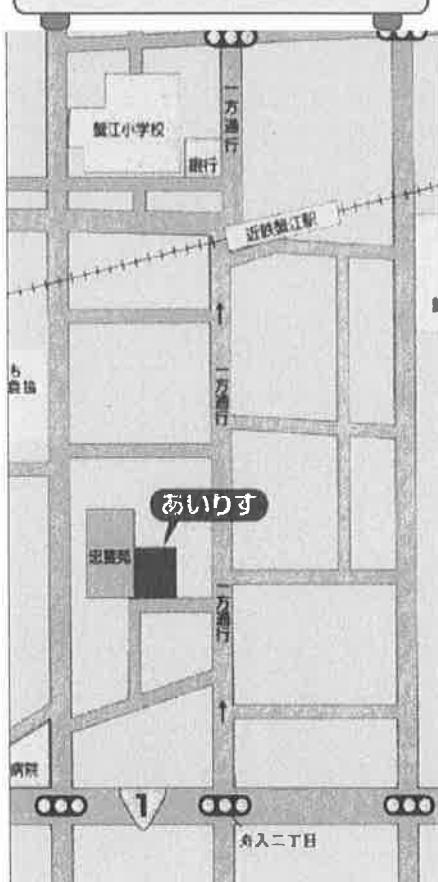
- ・月曜日から金曜日の、午前9時から午後3時までの入室です。
午前のみ、午後ののみの出席でもかまいません。できるところから進めます。
- ・出席は、在籍校での出席と同じ扱いになります。
- ・昼食は給食ですが、お弁当でもかまいません。
- ・実習などの実費以外は無料です。
- ・服装は自由ですが、華美にならないようにしてください。



「あいりす」での活動内容

- ・自分に合った学習をします。
- ・絵画、陶芸、手芸、音楽などの創作・表現活動をします。
- ・散歩に出かけたり、スポーツを楽しんだりします。
- ・気の合う人と話し合ったりゲームをしたりして楽しめます。
- ・悩み事や心配事について相談できます。

「あいりす」はどこにあるの？



「あいりす」では、いつでも見学・相談活動を行っています。
気軽に連絡の上、お出かけください。

あいりす 住 所：蟹江町宝二丁目477番地
TEL：96-4415

「あいりす」へ入室を希望される場合は、在籍校または教育委員会へお問い合わせください。

教育委員会 TEL：95-1111（内線211）

支援・各種相談

⑤学校以外の教育関係相談窓口

毎日の生活の中で、お子様に悩みがあったり、心配ごとがあったりした場合には、学校もしくは蟹江町教育委員会までご相談ください。

学校や教育委員会以外でも、教育相談を受け付けている公的な専門機関がたくさんあります。下の表でその一部を紹介させていただきます。学校等には相談しづらい場合、どこに相談したらよいかわからない場合には参考にしてください。

一度電話などで問い合わせてからご利用ください。



機 関 名	内 容	受 付 時 間 等
「あいりす」蟹江町 住所 蟹江町宝 2-447 TEL 0567-96-4415	学校生活適応指導 不登校等	月～金曜日 9時～16時
海部児童・障害者相談センター 住所 津島市西柳原町 1-14 TEL 0567-25-8118	子どもの養育に関する相談 子どもの発達に関する相談	月～金曜日（要予約） 9時00分～17時15分
教育相談室 (愛知県総合教育センター) 住所 愛知郡東郷町大字諸輪 字上鉢 68 TEL 0561-38-2217 (一般教育相談) TEL 0561-38-9517 (特別支援教育相談)	一般教育相談 (身体・精神、学業、不登校、いじめ、非行、進路等) 特別支援教育相談	月～金曜日（要予約） 9時～17時
子どもの人権110番 (名古屋法務局人権擁護部) TEL 0120-007-110	いじめ・虐待など子どもの人権に関する相談	月～金曜日 8時30分～17時15分
教育相談こころの電話 (愛知県教育スポーツ振興財団) TEL 052-261-9671	いじめ・発達・就学など教育全般の電話相談	10時～22時 (年末年始を除く)
あいち発達障害者支援センター 住所 春日井市神屋町 713-8 TEL 0568-88-0849	自閉症やアスペルガー症候群などの広汎性発達障害の子ども・保護者への援助	月～金曜日 10時～12時 13時～16時

学戸小ガイドブック

令和3年11月発行

【監修】 蟹江町教育委員会

【発行】 蟹江町立学戸小学校

〒497-0050 蟹江町学戸四丁目236番地

Tel : 96-2588 Fax : 96-2916

URL : <http://gakuto-e.kanie-schoolnet.jp/>